

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、BCP（事業継続計画）策定の助言や取引先のテレワーク導入など多様な事情・環境・条件に合わせた業務の実施等の支援も進めます。

（個別項目）

- ① 取引先の皆様と共にCSR/BCP活動へ積極的に取り組み、持続可能なサプライチェーンの構築をすすめます。
- ② 情報共有やVE/VA等の協働により、相互の価値創出に取り組めます。
- ③ 健康経営に係る情報交換やノウハウの提供を通じて、取引先の健康経営の普及拡大に取り組めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組めます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。

災害時等においては、下請事業者が取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

- 取引先各社様とのコンプライアンスや企業のガバナンスに関わる共通認識醸成の一環、ひいては、サプライチェーン全体の持続可能なビジネスの展開に資する共通の価値基準として、当社ポリシーとなる「村田機械ビジネスパートナー行動指針」を公開しています。
- コンプライアンスに関する取引先の皆様から通報受付窓口として、「コンプライアンス通報窓口」を弊社WEBサイトに設置しています。当社グループ社員の行動が取引先の皆様の期待に反すると感じられた場合、本窓口より相談・通報いただくことが可能です。
- 当社資材EDI（電子データ交換）システムを通じて、取引先の皆様とは情報共有ならびに各種業務の効率化を図っています。

以上

2021年10月1日
(2024年10月1日更新)

村田機械株式会社

代表取締役 村田 大介